

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

松浦市長

市町村名 (市町村コード)	松浦市 (42208)
地域名 (地域内農業集落名)	福島2 (伊万里釜・播磨釜・端・喜内瀬)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和5年12月18日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

本地域は、農業者の高齢化が進んでいる。早期米がほとんどで二毛作がない地域である。棚田が多く農地は狭い所が多く、労力不足により荒廃が目立ちはじめた。一方で基盤整備されている農地では、経営熱心な農業者を中心に農地を利用し、水路の共同管理を実施している。しかし、後継者が不足していることが今後の地域農業を維持していくうえで重要な課題である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

水稻中心の地域で農業者は、70代が多い。現状では、資材や燃料が高騰しているにも関わらず、米の価格が低迷しているため意欲を低下させている。高収益作物への転換は地域的に難しいので、経費削減、省力化を図っていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	187.7 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	187.7 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

地域内の担い手が利用を行える農地について、集積・集約化を図る。荒廃農地、農道が維持できない農地等は非農地とすることも検討する。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
担い手への農地の集積・集約化を図るため情報の提供を行う。(地域内での話合いの実施や農業委員による情報提供等) 荒廃農地は、中山間直接支払交付金事業や多面的機能支払交付金事業の対象農地から外し、農業を継続して行く農地との棲み分けを図る。
(2)農地中間管理機構の活用方針
基盤整備地を中心に中間管理機構を活用し集積・集約化を図る。条件の良い農地は借りたいと思っている農業者もおるので、情報の提供を農業委員が行う。
(3)基盤整備事業への取組方針
小規模農地が多く作業の効率が悪い。農業機械が大型化している。等農地の利用に支障をきたしている。農地の区画を見直す等の整備を図りたい。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
農地の区画を見直すことで、担い手を確保することや法人化も検討したい。農業法人の参入等についても検討していく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
農業支援サービス事業者がいないため、機械の共同利用等が一部実施されている。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

有害鳥獣被害が深刻であり防護柵の設置、点検を定期的実施する。ドローン防除の実施により省力化・効率化を図るためオペレーターの育成を行う。